第１２　地域創生・人口減少問題対策の推進

＜地域創生局地域戦略課＞

１　第２期北海道創生総合戦略の効果的な推進

北海道では、これまでの取組を礎として、長期的な視点で、切れ目なく、粘り強く人口減少対策を進めるため、近年の経済・社会情勢の変化に的確に対応した、第２期北海道創生総合戦略（令和２年度～令和６年度）を策定しました。

北海道の創生に向けて、民間の知恵と力の積極的な活用や市町村との連携をより一層強化しながら、「関係人口の創出・拡大」や「Society5.0の実現に向けた未来技術の活用」といった新たな視点などを取り入れ、施策の効果的な推進を図ります。

また、国の地方創生関係交付金も活用しながら、地域創生・人口減少問題に関する各政策を一体的に推進します。

（１）戦略推進の基本方針

総合戦略に掲げる施策は、第１期に掲げた①基本認識の共有と全員参加、②市町村戦略との連携、③政策間連携、④施策の重点化のほか、「札幌市との連携強化」と「民間との連携・協働」の２つを新たに加えた６つの基本方針に基づき推進を図ります。

（２）重点戦略プロジェクトの展開

基本戦略に掲げる施策のうち、北海道の人口減少対策の中核として、地域創生の根幹をなす「まち」「ひと」「しごと」の３本柱に対応した３つのプロジェクトのほか、その効果を高める横断的な取組として２つのプロジェクトを設定し、戦略の推進期間である５年間を通じて政策資源を集中投下するなど、重点的な展開を図ります。（図１参照）

（３）市町村戦略支援

地域づくりの拠点である振興局を中心に、地域の実情に応じ、市町村総合戦略の着実な推進に資する市町村の創意工夫を生かした取組が行えるよう、「資金・人・情報」の３つの側面から積極的に支援を行います。

また、地域課題の解決に当たり、民間が有するノウハウの活用が求められるものについては、「ほっかいどう応援団会議」などを通じた支援の充実を図ります。

（４）札幌市との連携

「地域の発展なくして札幌市、北海道の発展はない」との共通認識のもと策定した「北海道と札幌市との連携による人口減少対策共同プログラム(2020～2024年)」に基づき、「自然減」と「社会減」対策の双方に寄与する「働き方改革と女性の活躍の推進」、「首都圏からの移住・UIターンの促進」に加え、「道内版関係人口の創出・拡大」など「札幌市が有する都市機能の地域での活用促進」を推進します。

「第２期北海道創生総合戦略」の概要（図１）

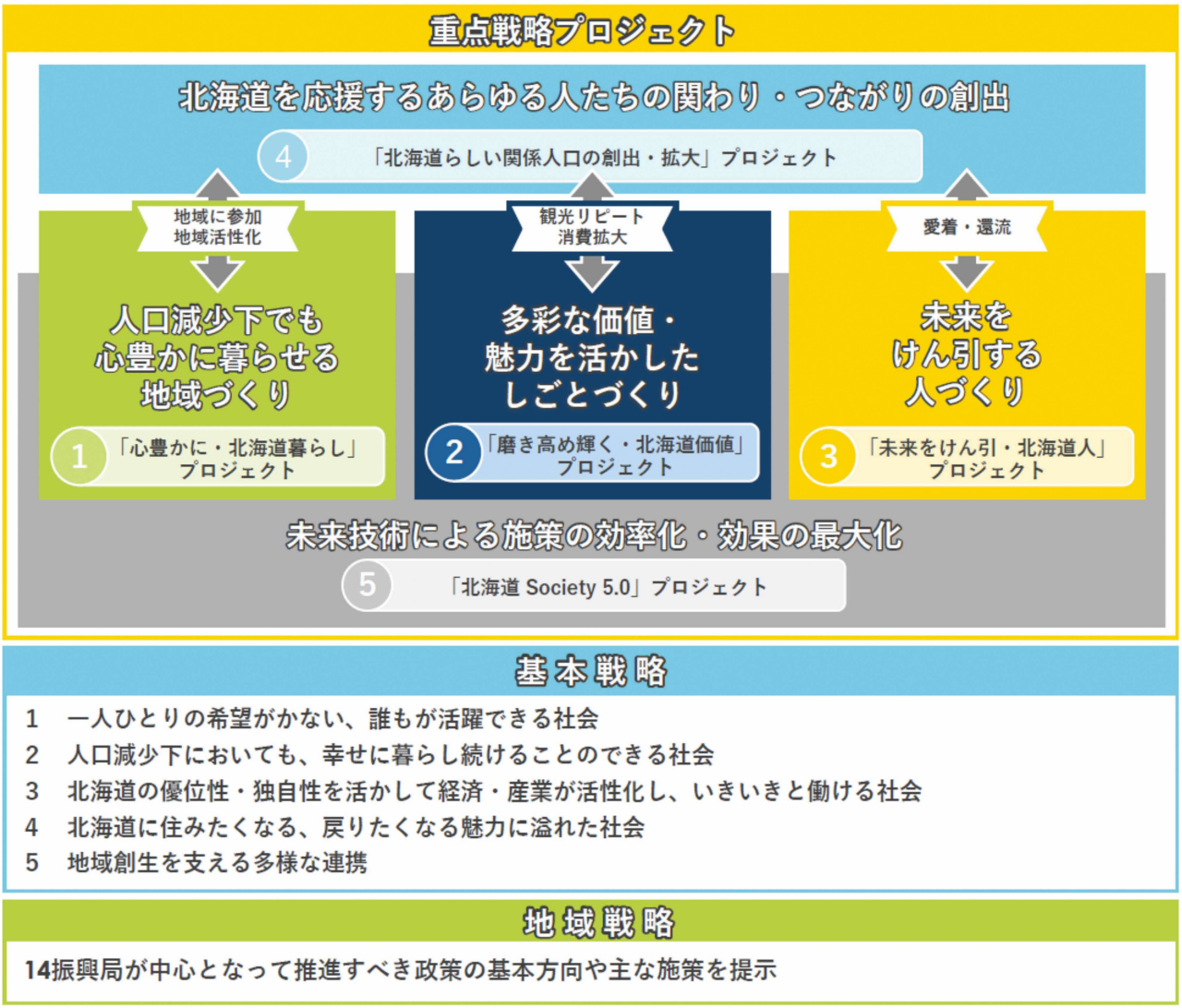

２　総合振興局・振興局を拠点とした地域づくりの推進

地域を取り巻く社会経済情勢が厳しい状況にある中、様々な地域課題の解決や地域の活性化を図るためには、道民、市町村及び道が相互に連携・協働しながら、地域振興に関する施策を強力に推進していくことが必要です。

こうした考え方に立ち、道では、平成21年４月に、今後の地域振興に関する基本的な考え方や施策推進の枠組みを示す道民共有の指針となる、北海道地域振興条例を施行し、平成26年10月には、人口減少に伴う地域課題への対応や地域の実情に応じた施策の効果的な推進に当たって、振興局がその中核的な役割を担うことなどを施策推進の基本方針に加える条例改正を行いました。

引き続き、この条例の基本理念や施策推進の基本方針に基づいた各般にわたる地域政策を総合的かつ計画的に進めるとともに、前回の条例改正から５年が経過したことから、条例の点検・見直しの検討を進めます。

また、地域の多様な課題に対応し、地域の実態を踏まえた施策を効果的に推進していくためには、地域づくりの拠点である振興局が市町村と一体となって地域の強みや可能性を活かした取組を進めていくことが重要であり、振興局による各般の地域振興施策を最大限活用し、市町村とともに地域づくりを推進します。

（１）連携地域別政策展開方針に基づく施策の推進

平成28年７月に策定した「連携地域別政策展開方針」は、北海道地域振興条例第５条に基づく６つの広域的な地域の計画であり、方針に掲げる各地域で重点的に取り組むプロジェクトに

ついて、振興局が中心となり地域の多様な主体と連携・協働しながら推進していきます。
　方針の推進に当たっては、北海道創生総合戦略の地域戦略や特定の政策分野ごとの特　定分野別計画と連携を図るとともに、各地域で開催する「地域づくり連携会議」などの場を活　用して、プロジェクトの効果的な展開を図ります。
　また、現行の方針が５年間の推進期間の最終年度を迎えることから、次期方針策定に向けた検討を進めます。

（２）振興局からの政策提案を通じた施策等への反映
　振興局が地域とともに課題解決に向けた取組を進めていくための対応施策を取りまとめた「政策提案」を踏まえ、全庁横断的な調整を行いながら、道の施策への反映を図っていきます。

（３）振興局独自政策の実施
　振興局自らが地域と連携・協働のもと、地域に根ざした政策を実施する「地域政策推進事業（振興局独自事業）」により、地域課題の解決に向けた取組や道・市町村の総合戦略の推進を図っています。知事が特に重点的に推進すべきと認めた「地域課題重点推進事業」により地域の実情を道政に的確に反映させるほか、市町村との協働により実施される事業を地域づくり総合交付金で支援する「地域政策コラボ事業」により、振興局と市町村が一体となった地域づくりを一層強化していきます。

（４）地域における政策の形成
　振興局が、市町村の創生総合戦略の推進状況や地域課題を把握するための「地域創生ミーティング」のほか、振興局と市町村の協働プロジェクトのブラッシュアップや新たな施策検討を行う「振興局と市町村との協働政策検討会」などの実施を通じて、地域の課題解決に向けた政策の形成を図ります。

（５）地域への人材支援
　振興局長が市町村長からの意向を踏まえながら派遣先市町村を決定できる「地域振興派遣」や市町村の地域創生の取組に重点的に対応するため、振興局職員が出張により協力・支援を行う「地域創生出張サポート制度」により、地域ニーズに対応した市町村への人材支援を実施します。

３　知事の地域訪問の実施
　知事が地域を訪問し、市町村長や地域づくり実践者等との対話や懇談、先進事例の視察などを通して地域課題等を共有し、解決に向けた施策の立案及び実施により、効果的・効率的な取組を推進します。

第１３ 地域政策の推進

＜地域創生局地域政策課＞

１　地域政策の推進
　北海道創生総合戦略における地域戦略や連携地域別政策展開方針における地域重点政策ユニット、各市町村の創生総合戦略など、各地域の重要な施策等を重点的に推進するため、地域の実情に応じた政策の形成や市町村への協力・支援など、地域の創意と工夫による自立的な取組を推進します。

（１）地域活性化に向けた支援
　個性豊かで活力に満ち、人々が将来にわたり安心して暮らすことのできる地域社会を実現するため、地域課題の解決や地域活性化を図るために実施する地域の創意と主体性に基づく市町村や各種団体等の様々な取組に対し、「地域づくり総合交付金」で支援します。
　また、（一財）地域活性化センター等の各種助成制度について助言等を行うとともに、（一財）

地域総合整備財団（ふるさと財団）と連携して民間事業活動等を支援します。

（２）地域再生等の取組の促進

公的需要に大きく依存する北海道の地域経済が民間主導の自立型経済へと転換していけるよう、「地域再生」の提案や計画作成に向けた地域の自主的・主体的な取組を促進します。

また、地域の活性化を一層促進するため、知事の権限にかかわる規制の緩和や支援を行う北海道版構造改革・地域再生特区（北海道チャレンジパートナー特区）の取組を推進します。

（３）市町村が行うプレミアム付商品券事業の業務支援

消費税引き上げによる非課税者や子育て世帯の負担を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えするため、国の財政支援のもと、プレミアム付商品券の発行等を行う市町村の取組を支援します。

２　条件不利地域の支援

道内には、人口減少により地域の活力が低下し、過疎地域に指定されている149市町村のほか、条件不利地域として、交通のハンディキャップがある離島６町、生活の利便性に課題がある辺地を抱える73市町村、産業基盤や生活環境の整備等が必要な山村地域を有する96市町村、半島地域25市町村及び特別豪雪地帯86市町村があります。

道では、国や市町村と連携し、このような条件不利地域に対する国の特別施策を推進することにより地域の振興発展に努めるとともに、国の交付金を活用した協調補助や道単独補助金などにより、地域の実情に即して自主的に実施する個性的で魅力あるまちづくりを支援します。

（１）地域振興計画等の推進

① 道が策定した北海道過疎地域自立促進方針・計画、北海道離島振興計画、半島振興計画、北海道山村振興基本方針及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する計画を推進します。

② 市町村が策定する辺地総合整備計画、過疎地域自立促進計画及び山村振興計画に対し、助言を行います。

（２）地域振興施策による支援

過疎地域、山村地域、離島地域、豪雪地帯の振興のため、国の補助事業等を活用した地域振興事業や施設整備を促進するほか、特定有人国境離島地域の離島航路及び航空路運賃の低廉化を支援するとともに、雇用機会拡充や滞在型観光等を促進します。

また、本土と比較して価格差のある離島地域の家庭用プロパンガスの航路運送費について支援します。

３　集落対策の促進

道内の集落では、全国を上回るスピードで人口減少や高齢化が進行しており、住民同士の助け合いやコミュニティ活動などが困難となってきています。

そのため、市町村や住民の主体的な取組の促進を図ることを目的に、集落対策に取り組む市町村のサポートをはじめ、集落を支える人材の育成、集落問題に関する研究、困りごとを気軽に相談できる相談会や集落間の交流を深める場づくりに取り組みます。

さらに、生活支援に関する取組や各地域の先進的な取組等の成果を幅広く普及・発信し、集落対策の各地域への定着を目指します。

４　地域づくり活動の促進

人口減少や少子高齢化、人々の価値観や生活様式の多様化など地域社会を取り巻く環境が大きく変化し、住民ニーズや地域課題が複雑化する中で、活力にあふれ、持続可能な地域づくりを進めていくためには、行政のみならず、市民やＮＰＯ、企業など地域の多様な主体がその担い手となってお互いに協力し合い、地域が目指す方向に向かって取り組んでいくことが必要になってきています。

このため、道では、様々な課題に自ら立ち向かうことができる活力ある地域社会の構築を目

指し、多様な主体が連携して身近な課題を解決し、地域の価値を高める力である「地域力」の育成・向上に向けた取組を推進します。
　また、地域の魅力ある資源を活用した地域づくりを促進するため、「北海道遺産」などの歴史や文化を生かした地域づくりを支援します。

（1）「地域力」の育成・向上に向けた情報の収集・発信
　「地域力」の育成・向上の必要性や道の取組、地域における取組手法、道内外の先進事例など「地域力」に関する情報の収集・発信を行い、「地域力」に対する道民や市町村の理解を深め、「地域力」の向上に向けた全道的な取組を促進します。

（2）地域づくり活動への支援
　地域づくりに取り組んでいる活動現場に伺い、情報提供や相談業務、意識醸成など、地域づくりのサポートに取り組みます。
　また、住民と行政の協働の取組手法や実践活動のスキルを習得する機会を設け、地域づくりを進める際に核となる担い手の育成を行います。

（3）地域おこし協力隊の活用促進
　都市住民が、地域に居住して、地域のブランドや地場産品の開発・ＰＲ等の「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る「地域おこし協力隊」制度は、市町村において、地域の活性化に資するほか、移住・定住の推進につながることから、市町村職員や隊員向けの研修会の開催など、隊員の確保・育成、定住に向けた支援を行います。

（4）歴史や文化を生かした地域づくりの推進
　道内の歴史的建築物や自然、ジンギスカン、アイヌ文様など、次の世代へ引き継ぎたい有形・無形の財産の中から「道民の宝物」として選定された67件の「北海道遺産」について、「ＮＰＯ法人北海道遺産協議会」と連携し、その保全や活用の取組を支援します。
　また、北前船寄港地・船主集落や炭鉄港などの日本遺産、ジオパークや恐竜等の化石など、歴史的・文化的遺産等を生かした個性あふれる地域づくりを支援します。

（5）「北海道ニューリーダーネットワーク（仮称）」の形成に向けた取組
　道内各地で意欲的に地域づくりにチャレンジしている方々を支援するとともに、そうした方々による業種や地域を越えたネットワークづくりのコーディネートを行うことにより、取組内容のレベルアップや新たな取組の展開につなげ、地域が抱える課題の解決や特性を生かした地域づくりを推進します。

５　地域における移住・定住施策の推進

　平成２７年度に道庁内、平成２８年度に東京（東京交通会館８階）に開設した「北海道ふるさと移住定住推進センター」において、「しごと」や「住まい」など本道への移住に関する情報提供やきめ細かな相談対応を行います。
　また、市町村等で構成する「一般社団法人北海道移住交流促進協議会」をはじめとする関係機関と連携しながら、セミナーや相談会等を開催するなど、移住希望者へ効果的な情報発信に取り組みます。

６　北海道らしい関係人口の創出・拡大に向けた取組

　首都圏の若年層を対象に、北海道と関わるきっかけの提供や関わりを楽しむ方とのつながりを維持・強化するための「北海道とつながるカフェ」や、北海道の魅力や関わり方等の情報提供を行う「ほっかいどう応援フェア」を首都圏で開催します。
　また、首都圏の企業等を対象に道内の観光地などで休暇を兼ねてテレワークを行う労働形態、いわゆるワーケーションの取組の普及・展開を図ります。

７　自転車の活用及び安全利用の推進

　「北海道自転車条例」が掲げる理念の実現に向け策定した「北海道自転車利活用推進計画」の着実な推進を図るため、国・市町村・関係団体と連携しながら、道民の健康増進やサイクル

ツーリズムによる観光振興を図るとともに、イベントの開催やＰＲ活動を展開し、自転車の活用と安全利用を推進します。また、計画の推進期間の最終年度を迎えることから、次期計画策定に向けた検討を進めます。

８　東日本大震災による避難者への支援

東日本大震災に伴い、被災地から避難されてきた方々が安心して暮らせるよう市町村や関係団体等と連携し、総合相談窓口の設置のほか、将来の帰還や生活再建に向けて、生活支援情報の提供や交流相談会等による心のケア事業を行います。

第１４　北海道胆振東部地震被災地域の復興支援

＜地域創生局胆振東部地震災害復興支援室＞

１　被災地域の復興支援

平成30年９月６日に発生した北海道胆振東部地震により、甚大な被害を受けた地域を支援するため、「平成30年北海道胆振東部地震災害からの復旧・復興方針」に基づく取組の推進管理、及び被災地域の復旧・復興に向けた地域振興策等に係るニーズの把握や国・関係機関・団体などとの総合調整を行います。

第１５　市町村自治の振興

＜地域行政局市町村課＞

道内市町村は、施策の重点化や組織のスリム化など徹底した行財政改革に鋭意取り組んでいますが、歳入においては、地方税などの自主財源の割合が低く地方交付税に依存したぜい弱な財政構造にあり、歳出においては、扶助費、公債費などの義務的経費の負担が大きく、厳しい財政運営が続いています。

また、住民に身近な市町村が、多様化する行政ニーズに的確に対応していくため、行財政基盤のより一層の充実・強化を図るとともに、行財政運営に関する説明責任を確実に果たすことが求められています。

さらに、住民の日常生活に密接に関連する上水道、下水道、病院事業などの地方公営企業の経営において、いかに経済性を発揮していくかが課題となっており、特に、医師や看護師の不足などにより大変厳しい経営環境にある病院事業においては、地域医療提供体制の確保と病院経営の健全化が最大の課題になっています。

こうした状況を踏まえ、市町村の行財政運営に対し必要な助言や支援等を行います。

１　市町村行政への助言等

市町村がより効率的な行政運営を図るとともに、多様化する行政需要や新たな行政課題に的確に対応できるよう、行政手続の透明性の確保や地域の実情に応じた広域行政の取組、地方公務員制度など、必要な助言等を行います。

２　市町村財政への助言等

市町村財政が適正かつ円滑に運営されるよう、効率的な財政運営のアドバイスや各種事業推進にあたっての財源相談、また、地方公共団体財政健全化法に基づく各種指標の公表や、統一的な基準による財務書類の作成及び地方公会計制度活用の推進を行います。

さらに、災害に強いまちづくりに向けた防災施設や庁舎改築にあたっての地方債発行をサポートするほか、老朽化対策が大きな課題となっている各種公共施設の総合的かつ計画的な管理を目的とした「公共施設総合（個別）管理計画」づくりに助言していきます。

３　地方公営企業経営健全化への助言等

地方公営企業が効率的かつ健全に経営されるよう、料金や経費負担区分の適正化、経営戦略や経営健全化計画等の策定及び着実な推進などについて、助言等を行います。

また、令和５年度までに公営企業会計への移行が図られるよう、その進捗状況に応じ、人口３万人未満の市町村を対象にアドバイザーによるワークショップ型の研修会や個別相談会を開催するなど、きめ細やかな支援を行います。

４　夕張市財政再生計画の円滑な推進

夕張市における財政再生計画の着実な実行や地域再生に向けた取組等を支援するため、庁内関係部局と連携し必要な助言等を行います。

５　市町村振興基金の効果的な運用

市町村の公共施設や生活基盤等の整備などに要する資金の貸付制度である市町村振興基金を効果的に運用し、市町村の振興に必要な財政支援を行います。

６　市町村税の徴収成績向上対策の推進

自主財源である市町村税の収入確保は極めて重要な課題であることから、市町村との相互協力関係を一層強化し、市町村税及び道税の徴収率の向上を図るため、総務部財政局税務課と共同して市町村に助言等を行うとともに、市町村が広域的な徴収組織による滞納整理の取組を行う場合は、庁内関係部局と連携して必要な支援を行います。

第１６　広域連携及び地方分権の推進

＜地域行政局行政連携課＞

広域分散型の地域特性を有する本道において、人口減少や少子高齢化に伴い今後顕在化する課題に対応し、地域で持続的に多様な行政サービスを提供していくためには、広域的な連携が重要となることから、道と市町村及び市町村間における広域連携の取組を積極的に推進するとともに、地域のことは地域が自ら決定できる分権型社会の構築を目指し、さまざまな特区制度の活用など地方分権の推進に係る取組を進めます。

また、地方からの発意による国の義務付け・枠付けの見直しや地方への事務・権限の移譲などの分権改革についても、全国知事会等と連携しながら、地域の自主性・自立性の一層の向上が図られるよう取組を進めます。

１　自治体間における広域連携の促進

人口減少が進む中、地域が多様な行政サービスを持続的に提供していくため、各振興局に「広域連携推進検討会議」を設置し、広域連携による対応の方向性を示す「広域連携前進プラン」を策定、プランに基づく道と市町村及び市町村間の連携による取組を各地域で実施します。

また、国の広域連携制度の活用が困難な地域における広域連携の取組を地域づくり総合交付金により支援するほか、新たに事務を共同化する市町村等へ道職員を派遣するなど、地域の実情に応じた様々な広域連携の取組を支援します。

２　道州制特区提案に向けた取組

地域が自ら主体的に考え、行動することができる分権型社会を目指し、道州制特区推進法に基づく国からの権限移譲等を先行的、モデル的に推進します。

３　構造改革特区の取組

地域の特性を活かした活性化を実現するために、地域の取組の支障となる規制等を緩和する手段の一つである構造改革特区制度の活用を促進します。

４　国から地方公共団体への事務･権限の移譲等

第10次地方分権一括法に基づく都道府県から指定都市への事務・権限移譲の施行に向け、引き続き、関係先と連携を図りながら円滑に移譲が進むよう調整を行っていきます。また、地方分権改革に関する提案募集による提案を、市町村と連携するなど効果的に行うとともに、全国知事会とも連携して、提案の実現に向けた国への働きかけを行うなど、地方分権改革の取組を推進します。

５　道から市町村への事務・権限の移譲

住民サービスの向上を図り、活力ある地域づくりを進めるためには、住民に最も身近な市町村に幅広く事務・権限を移譲し、市町村が行政サービスの中心的な役割を担うことが重要であることから、「道から市町村への事務・権限移譲方針」（平成31年３月改訂）に基づき、市町村への個別説明などによる働きかけを行うほか、権限移譲に係る初期投資に対する財政支援や、多数の権限を受ける市町村等に対する道職員の派遣を実施します。

第１７　総合交通対策及び交通・物流ネットワークの構築

＜交通政策局交通企画課＞

本道を取り巻く環境の変化や公共交通における課題を踏まえ、総合計画に掲げるめざす姿「輝きつづける北海道」の実現を支えるため、総合的な交通ネットワークの形成に取り組んでいます。

１　総合的な交通ネットワークの形成

道では、地域の暮らしや産業経済を支える持続的な交通・物流ネットワークの確保に向け、本道の交通が進むべき方向を示す「北海道交通政策総合指針」を平成30年３月に作成し、東京2020オリンピック・パラリンピックの開催や、白老町の民族共生象徴空間”ウポポイ”の開設など、交流人口の拡大が期待される2020年度を目標に「インバウンド加速化戦略」や「シームレス交通戦略」など５つの重点戦略を設定し、交通事業者をはじめ、関係機関とともに施策を展開してきました。

令和２年度も本指針に基づき、引き続き関係者が協働して、本道のさらなる発展を支える「世界をひきつけ、地域の未来を創る交通ネットワークの実現」に向けた取組を進めていきます。

［北海道の交通基盤の現況］

2　地域交通の確保

本道では広域分散型の地域構造という特性により自家用車が交通手段として普及しており、また、人口減少や少子高齢化などの進展により、多くの地域においてバス利用者が減少傾向にあるなど、交通事業者を取り巻く環境は一層厳しい状況となっています。

地域の日常生活に欠かせないバス路線を確保するため、運行経費等の助成を行うとともに、乗合バス事業の活性化に取り組みます。

（1）生活バス路線の確保

バス路線の運行経費や廃止されたバス路線を市町村等が代替して運行する経費等について、国や市町村と協調して助成を行います。

また、地域のバス路線の持続的な確保を図るため、バス事業者や市町村と連携しながら、バス事業の生産性向上や運転手確保対策の取組を推進します。

[令和元年度地域間幹線系統確保維持事業費補助金・令和元年度生活交通路線維持対策事業費補助金　実績]　（単位：千円）

事　業　名	事業費	事　業　内　容
対象期間：H30.10.1～R1.9.30		
地域間幹線系統確保維持事業	1,254,657	25　事業者　161　路線
生活交通路線維持対策事業		
広域生活交通路線維持費	112,358	13　事業者　48　路線
市町村生活バス路線運行費	24,532	11　市町村　21　路線 4　事業者　11　路線

[令和元年度地域間幹線系統車両減価償却費等補助金 実績]　（単位：千円）

事　業　名	事業費	事　業　内　容
地域間幹線系統車両減価償却費等補助事業	7,423	2　事業者

（2）バスの利便性向上

高齢化が進展する中、ノンステップバスの導入などにより高齢者等の移動の利便性と安全性を高める事業等に助成を行い、バスの利便性向上を図り、利用促進につなげます。

（3）運輸事業の振興

運輸事業の振興の助成に関する法律に基づき、営業用バス及びトラックの輸送力の確保や輸送コストの上昇の抑制等を図るため、バス及びトラック事業者によって構成される公益法人等に対し、運輸事業振興助成交付金を交付します。

[令和元年度運輸事業振興助成交付金 実績]　（単位：千円）

交付対象事業者	事　業　費
一般社団法人北海道バス協会	90,842
公益社団法人北海道トラック協会	863,669

（4）離島航路の維持・確保

離島住民の生活環境の維持・向上や地域産業の振興、通院など医療の確保のために欠くことができない離島航路の維持・確保に向け、国や市町村と協調して離島航路事業者に対する欠損補助を行うほか、住民運賃割引を行う事業者に対する支援に取り組みます。

3　鉄道交通ネットワークの形成

鉄道は、国土を形成し、本道の骨格を形成する幹線交通ネットワークとしての役割はもとより、観光、物流など多様な機能を有しており、関係機関が一体となって、利便性の高い鉄道ネットワークの実現に向けた取組を進めていきます。

ＪＲ北海道が進める事業範囲の見直しに関し、持続的な鉄道網の確立に向けては、ＪＲ北海道の徹底した経営努力を前提に、国の実効ある支援とともに、地域においても可能な限りの協

力・支援を行うことが重要との認識のもと、鉄道の利用促進に資する取組を実施するとともに、国が中心となって、本道の実情を踏まえた支援策を講じるよう求めていきます。

また、北海道新幹線（新青森・新函館北斗間）開業時にＪＲ北海道から経営分離された道南いさりび鉄道線（旧江差線：五稜郭・木古内間）の運営を担う道南いさりび鉄道(株)の経営安定化に向けた支援を行うとともに、北海道新幹線（新函館北斗・札幌間）開業に伴い、ＪＲ北海道から経営分離される函館線（函館・小樽間）の地域交通の確保方策等について、沿線自治体と協議・検討を行います。

４　地域を支える交通・物流ネットワークの構築

公共交通は、住民の移動手段として不可欠な社会基盤であり、バスや鉄道などの交通事業者間が連携し、利便性向上につながる取組を行っていくことが必要です。このため、モデル地域における取組の成果をもとに、わかりやすくストレスのないシームレスな移動環境の実現に向けた検討を行います。

また、四方を海に囲まれた本道において、本道で生産される農水産物や工業製品の道外への輸送、生活必需品の道内への供給など、国内外との物流や、港湾などのインフラは、本道の経済活動や道民生活を支える重要な役割を担っており、国際的な物流ネットワークの形成や国内・道内の物流ネットワークの強化、港湾機能の充実、北極海航路の活用に向けた取組等を推進します。

（１）シームレスな交通体系の実現に向けた取組の検討

利便性が高くストレスのない移動の実現を目指し、空港を中心としたMaaSの展開に向けた検討を進めるとともに、地域住民向けMaaSの実証実験を行うなど、さらなる公共交通の利便性向上に向けた取組を進めます。

※Mobility as a Service：複数の移動手段を最適に組み合わせて、検索・予約・決済などを一括で行うサービス

（２）本道の観光振興や地域経済の活性化に向けた取組

クルーズ船の寄港拡大に向け、本道港湾の特色を活かして関係者との連携を強化し、クルーズ船の戦略的な誘致を進めます。

また、観光振興や地域活性化に資する観光列車については、運行主体やインバウンド対応、他の交通モードとの連携など運行に向けて更なる検討を進めます。

（３）国際的な物流ネットワークの形成

経済活動や市場のグローバル化が進展する中、国際物流等の動向に対応するため、インフラの機能強化や輸送の充実・強化を進めるなど、国際的な物流ネットワークの形成に向けた取組を推進します。

また、海外需要を一層開拓し輸出拡大を図るため、道産食品の輸出額1,500億円の目標達成を目指し、小口混載輸送など民間企業等との連携による効率的な輸送体制の整備に向けた取組を推進します。

（４）国内・道内の物流ネットワークの強化

道内間・道外間における将来にわたって持続可能な輸送ネットワークを実現するため、本道における今後の物流のあり方について検討するとともに、過疎地域等での持続的な物流の確保に向けた取組等を推進します。

（５）港湾機能の充実・強化

港湾管理者である市町等と連携し、道内港湾の国際機能強化や内航輸送の強化など港湾機能の充実を図るほか、航路の充実など利用促進に向けた取組を推進します。

（６）北極海航路の活用に向けた取組

北極海航路はヨーロッパと東アジアを結ぶ南回り航路の６割程度の距離で航行ができ、地理的条件において優位性のある本道にとって、経済活性化につながるものと期待されています。

道では、国や港湾管理者、大学等研究機関、民間企業などと連携し、最新動向等の情報共有

や機運醸成を図るとともに、国内外における北海道のプレゼンス向上のため、国際会議での取組の発信や北海道PRなど、北極海航路の利活用に向けた取組を推進します。

◇北極海航路概要図

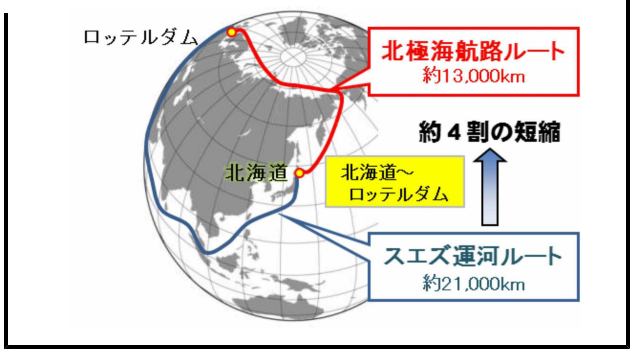

◇　港湾整備

苫小牧港　複合一貫輸送ターミナル（西港区）

第１８　北海道新幹線の建設促進及び開業効果の拡大に向けた取組
＜交通政策局新幹線推進室＞

１　北海道新幹線の建設促進に向けた取組

新幹線が、札幌から鹿児島まで繋がり、リスク分散型の高速交通ネットワークが構築されることにより、我が国の経済発展と強靭な国土・地域づくりに大きく貢献するとともに、北日本全体のポテンシャルを高め、北海道、東北両地域の発展を加速させることができます。

新青森・新函館北斗間については、平成28年（2016年）３月26日に開業しましたが、青函共用走行区間等における新幹線高速走行の早期実現に向けた取組を推進するとともに、新函館北斗・札幌間については、より大きな新幹線効果を早期に発現させるためにも、整備を促進し早期完成を図ることが必要です。

このため、道では、北海道新幹線建設促進期成会など関係団体と一体となって、国などに対し積極的な要望活動を行うとともに、市町村等と連携した取組を展開しています。

◇ 北海道新幹線（新青森・札幌間）概要図

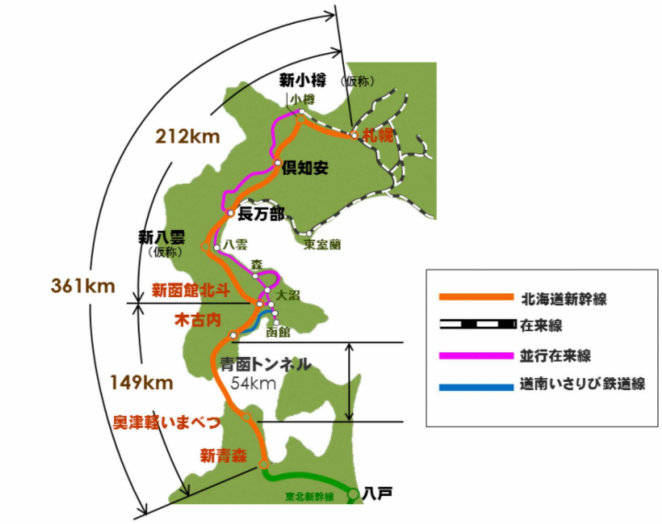

◇ 青函共用走行区間概要図

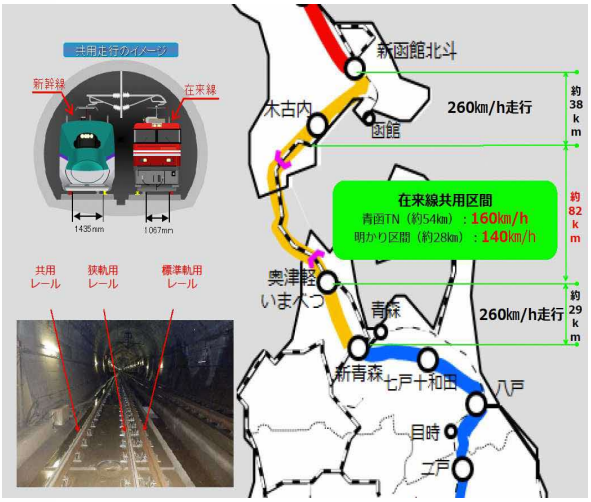

２　新青森・新函館北斗間の開業効果の拡大に向けた取組

平成28年（2016年）３月に開業した北海道新幹線の開業効果を一過性のもので終わらせないよう、引き続き、新幹線を利用した様々な分野での連携・交流を拡大していくことが重要です。

このため、引き続き、市町村や北海道観光振興機構、ＪＲ北海道などと連携し、新幹線を活用した国内外観光客の誘客、教育旅行の誘致に取り組むとともに、歴史的につながりの深い東北地方との連携・交流を深めていくほか、新幹線沿線の自治体等と連携し、冬期間の利用向上も含めたプロモーションを実施するなどして、北海道新幹線の更なる利用促進を図っていきます。

■北海道新幹線車両H5系

第１９　航空・空港政策の推進

＜航空局航空課＞

近年、アジアをはじめとする外国人観光客の急増や、ＬＣＣの参入、空港運営の民間委託など、本道の航空を取り巻く環境が大きく変化しております。こうした情勢の変化を的確に捉え、将来にわたり北海道の航空ネットワークを持続的に発展させていくためには、航空会社や空港ビル会社、二次交通事業者、行政、経済団体、道民など多様な主体が将来像を共有し、これまで以上に連携・協働した取組を進めていく必要があることから、道では、平成30年（2018年）３月に、北海道における航空ネットワークのあるべき姿とその実現に向けた方策を明らかにする「北海道航空ネットワークビジョン」を策定しました。

令和２年（2020年）１月からは道内７空港の一括民間委託が開始されたことから、今後、道では、運営事業者である北海道エアポート(株)はもとより、航空会社や空港所在地の自治体などの関係者と連携・協働して、本ビジョンに掲げためざす姿の実現に向け、取組を進めていきます。

１　国内航空ネットワークの充実・強化

広域分散型の地域構造である広大な北海道においては、航空路線が重要な高速移動手段になっており、道内の各空港と道外主要都市間を結ぶ路線や離島を含む道内路線は、道民生活をはじめ、経済活動、観光振興などにとって欠かせない重要な役割を担っていることから、ＬＣＣの就航やチャーター便の運航による新たな需要の創出を含めた航空輸送の維持・拡充を図る施策の推進に取り組んでいきます。

（１）地域航空ネットワークの形成

地域航空ネットワークの形成や利用促進を図るため、推進組織の活動を支援します。

また、道内外の航空ネットワークの充実や航空機の安定就航、利用者の利便性向上、道内空港の整備促進を図るため、関係機関との連絡調整を図ります。

（２）離島航空路線の維持・確保

離島住民の生活環境の維持・向上や地域産業の振興、通院など医療の確保のために欠くことができない離島航空路線の維持・確保に向け、国や離島町と協調して離島航空路線を運航する航空会社に対する支援に取り組みます。

（３）新規路線就航に向けた取組

道内地方空港への新規路線誘致及び誘客促進を図るため、新規就航する航空会社に対し、地上支援業務に要する経費を支援するなど、路線の誘致及び定着に向けた取組を進めていきます。

２　道内空港の機能強化

北海道には、国（国土交通省）が設置･管理する空港が４､国が設置し地元市が管理する空港が２､道が設置･管理する空港が６、防衛省との共用空港が１で、合計13の空港があります。

現在、北海道と国内外とを結ぶ航空ネットワークの充実・強化を図るため、空港施設の整備・改良等が進められていますが、より一層、航空機の安全・安定運航の確保や利用者の利便性向上が図られるよう、国や関係機関に道内空港の機能強化を要請していくとともに、道内13空港の連携を強化する取組を進めていきます。

また、丘珠空港では、空港と周辺住民が共存し、道内航空ネットｰワークの拠点空港としての機能を今後とも確保するため、札幌市が行う空港周辺の緑地整備事業に対し補助を行います。

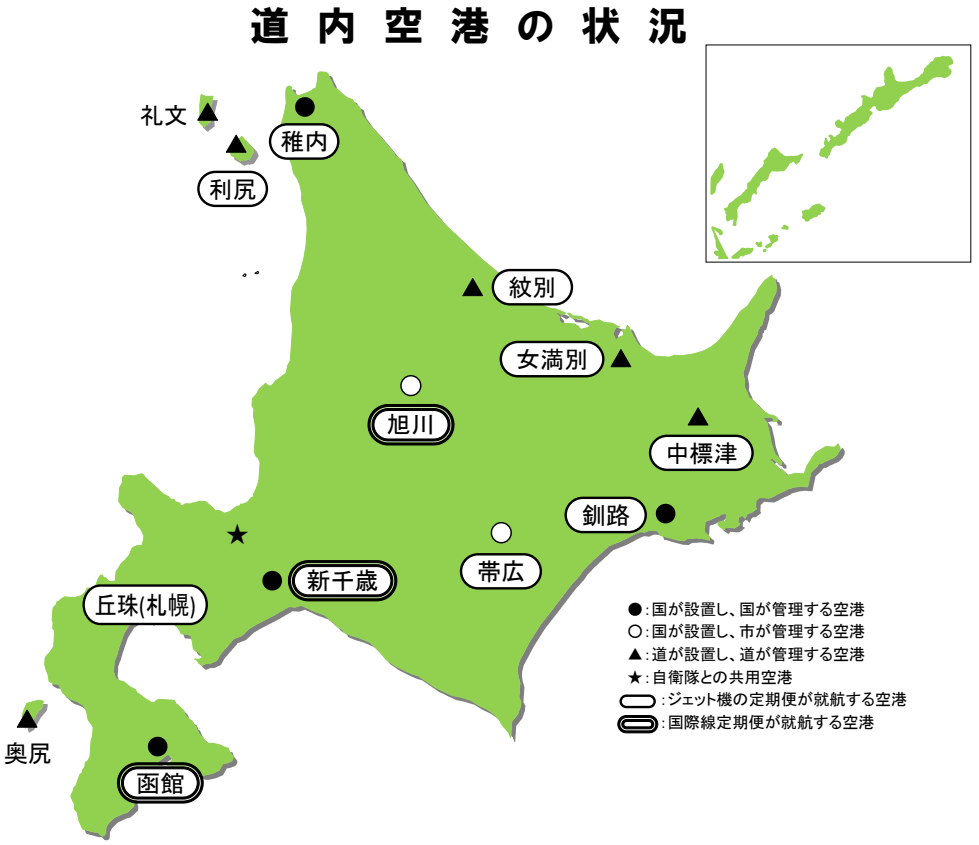

令和元年度実績　北海道調べ

空港名	滑走路	道外路線	道内路線
新千歳	A：3,000m B：3,000m	羽田、成田、伊丹、関西、中部、青森、秋田、花巻、仙台、福島、山形、茨城、静岡、松本、新潟、富山、小松、神戸、岡山、広島、出雲、徳島、松山、福岡、那覇	稚内、釧路、函館、女満別、中標津、利尻
稚内	2,200m	羽田	新千歳
釧路	2,500m	羽田、伊丹、中部、関西	新千歳、丘珠
函館	3,000m	羽田、伊丹、中部	新千歳、丘珠、奥尻
旭川	2,500m	羽田、伊丹、中部	
帯広	2,500m	羽田、中部	
女満別	2,500m	羽田、伊丹、関西、中部	新千歳
中標津	2,000m	羽田	新千歳
紋別	2,000m	羽田	
利尻	1,800m		新千歳、丘珠
礼文	800m		
奥尻	1,500m		函館
丘珠(札幌)	1,500m	三沢、静岡、松本	釧路、函館、利尻

３　新千歳空港の国際拠点空港化の推進

北海道の空の玄関口である新千歳空港における国際線利用者数は、年間300万人を超え、本道経済の活性化に大きな役割を果たしています。

新千歳空港における国際定期路線は、東アジアとを結ぶ路線を中心に24路線（令和２年２月１日現在）ありますが、海外からの観光客誘致などを推進し北海道経済の活性化につなげるために、北海道と世界を結ぶ国際的な交通ネットワークの形成をさらに進めていきます。

（１）国際航空定期便の誘致

経済界などと連携して、北海道への観光客の増加が見込まれる東アジアや東南アジアのほか、長距離路線による新たな地域とのネットワーク形成や運休路線の再開に向けた取組を進めていきます。

（２）空港施設・機能の整備・充実

ＣＩＱ体制の充実やインフォメーション機能の向上などについて、国などに働きかけを行うなど、空港機能の充実や空港利用者の利便性向上に向けた検討を進めるほか、二次交通アクセスの充実、長距離路線の安定運航に必要な滑走路の整備に向けた検討など、空港施設・機能の充実に向けた検討・取組を進めていきます。

（３）一部外国航空会社の航空機の乗り入れ制限の緩和

新千歳空港は航空自衛隊千歳基地と隣接しており、一部外国航空会社の航空機の乗り入れについては、曜日によっては特定の時間帯に限られていることから、国に働きかけを行うなど、乗り入れ制限の緩和に向けた取組を進めていきます。

（４）24時間運用に係る空港周辺対策

新千歳空港の国際拠点空港化を推進する上で必要な24時間運用に関し、道と関係市、関係地

域住民が合意し、平成27年10月に深夜・早朝時間帯の発着枠が、それまでの６枠から30枠に拡大されました。

拡大された発着枠の運用に伴い必要となる、空港周辺地域における住宅防音対策と地域振興対策を実施するとともに、国際便やＬＣＣなどの誘致に向けた取組を進めます。

４　地方空港の国際化

新千歳以外の地方空港では、東アジア地域などにおける北海道人気を反映し、函館空港、旭川空港に定期路線が就航しています。

こうしたことから、関係市町村等と連携し、空港施設・機能の充実、ＣＩＱ体制の整備など道内空港の国際化に向けた取組を進め、地域における国際交流活動や地域経済の活性化を図っていきます。

［国際航空ネットワークの現況］

（令和2年2月1日現在　航空課調べ）

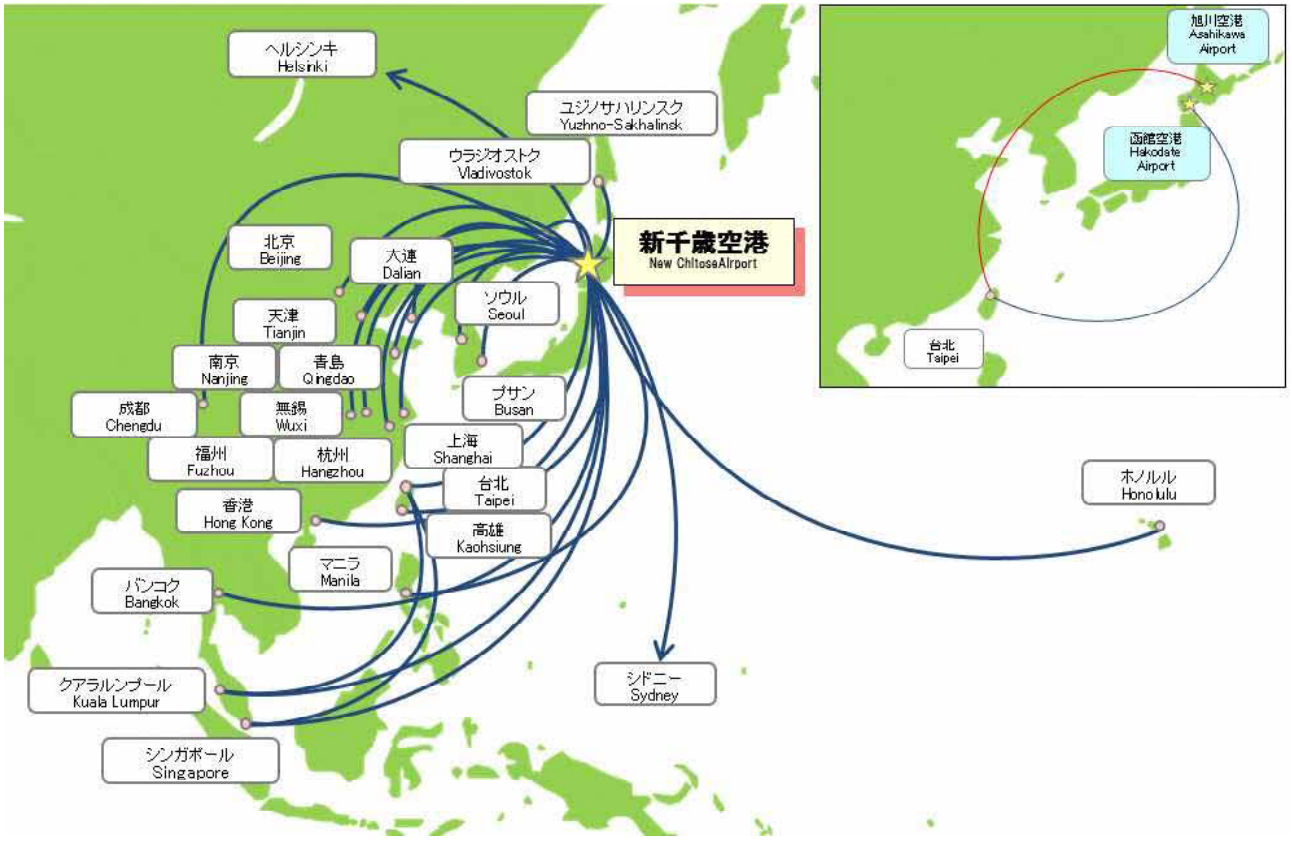

路　線	航空会社	往復/週
新千歳－ソウル	大韓航空	14
	ｼﾞﾝｴｱｰ	5
	ｱｼｱﾅ航空	7
	ﾁｪｼﾞｭ航空	3
	ｲｰｽﾀｰ航空	4
新千歳－ﾌﾟｻﾝ	ｴｱﾌﾟｻﾝ	3
	ｼﾞﾝｴｱｰ	3
新千歳－北京	中国国際航空	7
新千歳－上海	中国東方航空	9
	春秋航空	14
	上海吉祥航空	14
新千歳－天津	天津航空	4
	奥凱航空	2
新千歳－南京	中国東方航空	3
	上海吉祥航空	7

路　線	航空会社	往復/週
新千歳－杭州	海南航空	2
新千歳－大連	中国南方航空	3
新千歳－無錫	深圳航空	7
新千歳－青島	山東航空	5
新千歳－福州	厦門航空	2
新千歳－成都	四川航空	1
新千歳－香港	ｷｬｾｲﾊﾟｼﾌｨｯｸ航空	14
	香港航空	9
新千歳－台北	ｴﾊﾞｰ航空	14
	ﾁｬｲﾅｴｱﾗｲﾝ	7
	ﾋﾟｰﾁ・ｱﾋﾞｴｰｼｮﾝ	7
新千歳－高雄	ﾁｬｲﾅｴｱﾗｲﾝ	5
新千歳－ﾊﾞﾝｺｸ	ﾀｲ国際航空	7
	ﾀｲ・ｴｱｱｼﾞｱX	11
	ﾉｯｸｽｸｰﾄ	4

路　線	航空会社	往復/週
新千歳－ｸｱﾗﾙﾝﾌﾟｰﾙ	ｴｱｱｼﾞｱX	4
新千歳－ｸｱﾗﾙﾝﾌﾟｰﾙ（台北経由）	ﾏﾘﾝﾄﾞ・ｴｱ	3
新千歳－ｼﾝｶﾞﾎﾟｰﾙ	ｽｸｰﾄ	2
新千歳－ｼﾝｶﾞﾎﾟｰﾙ（台北経由）	ｽｸｰﾄ	4
新千歳－ﾏﾆﾗ	ﾌｨﾘﾋﾟﾝ航空	3
新千歳－ホノルル	ハワイアン航空	3
新千歳－ヘルシンキ	ﾌｨﾝｴｱｰ	2
新千歳－ｼﾄﾞﾆｰ	ｶﾝﾀｽ航空	3
新千歳－ユジノサハリンスク	ｵｰﾛﾗ航空	5
新千歳－ウラジオストク	ウラル航空	3
函館－台北	ｴﾊﾞｰ航空	7
	ﾀｲｶﾞｰｴｱ台湾	5
旭川－台北	ﾀｲｶﾞｰｴｱ台湾	2

※時刻表等から作成したものであり、随時変更あり。

５　道内空港の運営に係る民間委託の推進

全国でも前例のない複数空港の一括民間委託という手法を通じて、７空港（新千歳、稚内、函館、釧路、女満別、旭川、帯広）の一体的運営を図り、民間委託を行わない６空港（丘珠、中標津、紋別、奥尻、利尻、礼文）とも連携をしながら、道内空港の機能強化や道内航空ネットワークの充実強化を図るとともに、こうした取組を広域観光の振興や地域経済の活性化につなげていくための総合調整や道管理空港である女満別空港の民間委託に係る業務引継等諸手続を進めます。

第２０　部行政の総合調整等

＜総務課＞

１　部行政の企画及び総合調整

総合政策部の行政の企画及び総合調整を行います。

２　全国知事会等の対応

地方自治の円滑な運営と進展を図るため、他都府県との連絡調整を緊密にして、全国知事会、北海道東北地方知事会、北海道・北東北知事サミットでの議論や政策提言等に積極的に対応します。